

アパート等の入居者様へ

水道使用開始の手続きのご案内

この度は、ご入居にあたり、水道のご使用を開始するための手続きについてご案内いたします。**ご使用開始日の3営業日前までに、必ずお手続きを完了していただきますようお願いします。**

お手続きが必要な方

全てのご入居者様が対象です。

※水道料金が家賃や管理費に含まれている場合は、使用開始手続きが不要な場合がございます。管理会社または大家様にご確認ください。

お手続きの方法

以下のいずれかの方法により、お手続きをお願いします。



インターネット（推奨）

当企業団のウェブサイトからのオンライン手続きが、いつでもお申し込みできて便利です。



または

電話【0952-68-2225】

インターネットでのお手続きが難しい方はお電話でお申し込みください。

受付時間

平日 8:30~17:00

お手続きに必要な情報

○以下の情報を手元にご準備ください。

- ・**使用開始日**
- ・**住所**（入居されるアパート等の住所、建物名、部屋番号）
- ・**契約者様（入居者様）のお名前**
- ・**連絡先（電話番号）**

その他

○水道料金の口座振替申込み方法

使用開始から1~2ヶ月後に届く「使用水量等のお知らせ」に記載されている「水栓番号」を利用することで、**佐賀西部広域水道企業団のウェブサイトからオンライン手続きが可能となり、いつでもお申し込みできて便利です。**

